

利用者に対し、「B-CAS」と並ぶ新たな選択肢を拡大することを基本として、以下の案を検討。

## (1) 現行B-CAS方式と同様の方式

選択肢	概要	備考	課題	技術検討WGでの検討状況	鍵の管理者
カード	<b>小型化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カードの小型化。</li> <li>・受信機メーカーは受信機にカードを同梱して出荷。</li> <li>・ライセンス管理会社は、コンテンツ保護に係るルール遵守を約する受信機メーカーにのみカードを支給。ライセンス管理会社がユーザにカードを貸与。</li> <li>・現行方式と同様、受信機を購入した視聴者は、同梱されたカードを受信機に挿入した上で視聴。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商品企画の自由度向上。</li> <li>○視聴のためには、カードの挿入が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カードの所有権の所在、目的外使用の制限や、カード紛失時の取り扱い等について、視聴者の認知と理解が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メーカーの商品企画の自由度が高まることで、消費者の選択拡大につながる可能性もあり、選択肢の一つとして、引き続き検討。</li> <li>○ノートPCや携帯電話、ポータブル機器、車載等のニーズの可能性はあるのではないか。</li> </ul>	<p>必要 (B-CAS社)</p>
	<b>事前実装</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機メーカーまたは販売店などでカードを受信機に事前装着した状態で販売。(ユーザーは受信機購入後カードを脱着可能)</li> <li>・ライセンス管理会社は、コンテンツ保護に係るルール遵守を約する受信機メーカーにのみカードを支給。ライセンス管理会社がユーザーにカードを貸与。</li> <li>・視聴者は、購入した受信機について、アンテナ接続やチャンネル設定等を行えば、そのまま視聴することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商品企画の自由度向上。</li> <li>○視聴のための、カード挿入が不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カードの所有権の所在、目的外使用の制限や、カード紛失時の取り扱い等について、視聴者の認知と理解が必要。</li> <li>○カードの貸与に係る情報提供等について、現行の「シュリンクラップ」方式に代わりに受信機立ち上げ時にクリック契約等の手段を用いる必要があり、視聴者において一定の操作が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メーカーの商品企画の自由度が高まることで、消費者の選択拡大につながる可能性もあり、選択肢の一つとして引き続き検討。</li> <li>○ノートPCや携帯電話、浴室TV、車載等のニーズの可能性はあるのではないか。</li> </ul>	<p>必要 (B-CAS社)</p>

## (2) 現行B-CAS方式と異なる方式(有料放送とは異なる方式)

選択肢	概要	備考	課題	技術検討WGでの検討状況	鍵の管理者
「RPMに係る仕様」の開示を制限しない コンテンツ保護に係るルールを遵守する者の全てに対し、	チップ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス管理会社は、コンテンツ保護に係るルール遵守を約する受信機メーカーに対しチップを供給することを条件に、チップメーカーに必要な仕様を開示し、チップの製造を許諾。</li> <li>・チップメーカーはコンテンツ保護の機能をチップに集約。受信機メーカーは 部品として渡されたチップを、受信機に組み込み出荷。</li> <li>・視聴者は、購入した受信機で、アンテナ接続やチャンネル設定等を行えば、そのまま視聴することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商品企画の自由度向上。</li> <li>○視聴のための、カード挿入が不要。</li> <li>○カード貸与ではないため、視聴者が、認知し、理解する必要のある事項は軽減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライセンス管理会社、チップの製造者、受信機メーカー関係者の間で、</li> <li>・目的やスキームに応じた技術方式</li> <li>・それぞれの役割や、役割に応じた責任等</li> </ul> について、改めて検討が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エンフォースメントに係る契約当事者に責任がある場合、当該契約のエンフォースメントとして、合理的範囲で、一定の契約責任が問われるべきではないか。(※)</li> <li>○技術方式については、「鍵」が漏洩した場合の対処の在り方、との観点から検討することが必要。</li> <li>○あわせて、善意の(受信機)利用者に対し、悪影響を及ぼさない、という観点での検討が必要。</li> </ul>	必要 (未定)
	ソフトウェア <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス管理会社は、コンテンツ保護に係るルールを遵守することを約する受信機メーカーに対し、コンテンツ保護機能に係る仕様を開示。</li> <li>・受信機メーカーは、当該仕様に沿った機能をソフトウェア化し、受信機に搭載して出荷。</li> <li>・視聴者は、購入した受信機について、アンテナ接続やチャンネル設定等を行えば、そのまま視聴することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商品企画の自由度向上。</li> <li>○視聴のための、カード挿入が不要。</li> <li>○カード貸与ではないため、視聴者が、認知し、理解する必要のある事項は 軽減。</li> <li>○コンテンツ保護に係るルール遵守を約する全ての受信機メーカーに対して受信機製造上必要な仕様が開示 されることから、技術的透明性が向上。</li> </ul>			必要 (未定)

※上記で技術と契約によるエンフォースメントでは対応できない範囲の対処の在り方についても、制度的対応(現行制度によるものを含む。)の検討が必要ではないか。

・契約当事者でない者に対して、技術・契約による技術的エンフォースメントは一定の効果が期待できる。ただし、技術的エンフォースメントは基幹放送として広く普及する無料地上デジタル放送受信機には不向きな対処方法ではないか。

・適正な手続きを踏まず、鍵を不正取得して、受信機を販売・譲渡目的で製造、販売・譲渡した者であって、契約当事者以外の者等については、制度的対応(現行制度によるものを含む。)を含めて、対処を考える必要があるのではないか。